

政策7 生活環境

～きれいで自然を感じるまちをつくる～

7-1 下水道の整備 —安全で清潔な水環境のあるまちをつくります—

施策の目的

管路施設*の早期整備や供用開始区域の拡大、接続戸数の増加を図り、公共下水道事業を推進します。
また、施設全体の持続的な機能確保に努めるとともに、快適で安全な衛生環境と公共用水域の水質保全を図ります。

関連するSDGs



施策の現状

現在、汚水処理に関しては、公共下水道整備方針に基づき、公共下水道計画区域の整備を進めており、岩瀬土地区画整理事業地内において整備を行っています。

一方で、未整備区域における管渠*の整備について、国の方針では令和8（2026）年度を目途に汚水処理の概成を目指すこととしており、令和9（2027）年度以降の支援は困難であると示しています。限られた期間の中で、岩瀬土地区画整理事業との調整が今後の課題となっています。

老朽化した施設が増加する中、事業費の平準化を図りつつ施設の持続的な機能を確保するため、令和2（2020）年度から「羽生市下水道ストックマネジメント実施計画」に基づき処理場・ポンプ場の改築更新工事を実施しています。また、管渠においては、安定的な下水処理の持続性を確保するため、緊急度と健全度を計る調査を実施しており、調査終了後には修繕・改築計画を策定する必要があります。

事業経営の健全化を図るため、令和2（2020）年度に企業会計を導入しました。また、令和3（2021）年3月に「羽生市下水道事業経営戦略」を策定し、令和4（2022）年度には使用料金の適正化に向け料金の改定を行いました。今後は、経営戦略の進捗管理を行うとともに、計画と実績の乖離を検証し、定期的に見直しを実施します。

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。処理場やポンプ場が浸水した場合、市民生活に多大な影響を与えることが予想されることから、施設の耐水化を進める必要があります。

施策の課題

1	事業計画区域内における管路施設の整備の促進と施設全体の持続的な機能確保
2	汚水処理に掛かる費用の削減と受益者の適正な負担
3	災害時における下水道施設の機能確保

主な取り組み

（1）計画的な整備の推進

事業計画区域内の管路施設や、処理場における水処理・汚泥処理施設の整備を推進します。

【主な事業】

- 管路施設の整備推進事業
- 「羽生公共下水道全体計画」及び「羽生公共下水道事業計画」の見直し

(2) 「羽生市下水道ストックマネジメント実施計画」に基づく調査、修繕、改築更新

計画に基づき処理場・ポンプ場の改築更新を実施し、施設健全度の向上を図ります。また、管渠調査を実施し、判定基準に沿った修繕を実施します。

【主な事業】

- 処理場・ポンプ場の設計及び改築更新工事
- 管渠の巡視・点検及び調査
- 管渠の修繕計画の策定、設計及び修繕

(3) 持続的な下水道サービスの提供と安定的な財源確保

「羽生市下水道事業経営戦略」の実施及び検証並びに見直しを行います。また、雨天時侵入水への対策計画を策定します。

【主な事業】

- 下水道使用料の見直し
- 「羽生市下水道事業経営戦略」の検証及び見直し
- 処理場・ポンプ場の耐水化の検討

(4) 水洗化率*の向上

公共下水道施設を有効利用するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、供用開始区域内における水洗化を促進します。

【主な事業】

- 水洗化促進事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
下水道整備率*（％）	下水管渠整備済面積／公共下水道事業認可面積	69.0	78.9
水洗化率（％）	下水道接続済人口／下水道管渠整備済区域内人口	90.3	90.9

市民の役割

- ・下水道法に基づき下水道供用開始区域内における公共下水道への接続が望まれます。
- ・公共用水域の水質保全への関心と協力が望まれます。
- ・下水道サービスを継続するために下水道使用料適正化への理解が望まれます。

関係計画等

- ・羽生市生活排水処理基本構想（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）
- ・羽生公共下水道全体計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生公共下水道事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・羽生市下水道事業経営戦略（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市下水道ストックマネジメント基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・羽生市下水道ストックマネジメント実施計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

7-2 ごみ処理の適正化 —適正なごみ処理を行うまちをつくります—

■ 施策の目的

ごみの再資源化（リサイクル）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、ごみとなるものを断つ（リフューズ）の4Rを推進するとともに、市民、事業者及び市が互いの役割を適切に担い、市民協働によるごみ処理対策を継続します。また、行田市とごみ処理施設の共同整備を進め、新たなごみ処理体制の確立と循環型社会の構築を図ります。

■ 関連するSDGs



■ 施策の現状

前期基本計画期間中には、4Rを推進するとともに、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を適切に担い、市民協働によるごみ処理対策を進めました。事業系ごみや家庭ごみは、清掃センター搬入時における分別指導を継続して実施しました。

新型コロナウイルス感染症の流行期には、在宅時間の増加によりごみの排出量が増加し、感染拡大防止の観点から資源回収活動や各種啓発活動が制限されました。一方で、地域においては、クリーン推進員との連携による分別収集を継続し、新規転入者や外国人の市民等に対する分別指導などの活動も行われました。

今後とも、生ごみ処理機器購入費の補助を継続し、ごみの減量化や再利用・再資源化の推進に向けて一層取り組んでいくことが必要です。また、事業系ごみ処理手数料単価の見直しや家庭ごみの有料化について検討していきます。

清掃センターは、昭和58（1983）年3月の供用開始から長い年月が経過し老朽化しています。大規模な修繕を行うなどの対策を講じながら維持管理に努めてきましたが、財政負担の軽減や効率的な行政運営など将来を見据え、行田市とごみ処理施設の共同整備を進めることで合意しました。令和4（2022）年4月には「行田羽生資源環境組合」を設立し、安定したごみ処理体制の構築に向け整備を進めています。

■ 施策の課題

1	ごみの発生の抑制
2	資源の再利用・再資源化の推進
3	ごみに対する市民の意識啓発
4	行田市とのごみ処理施設の共同整備の推進

■ 主な取り組み

（1）ごみの発生抑制と減量化の推進

地域のクリーン推進員との連携による分別収集の実施や、清掃センターに搬入されるごみの分別指導を継続して実施します。

生ごみ減量化を促進するため、生ごみ処理機器購入費補助金の交付を継続します。

食品ロス削減に向けた取組の普及・啓発を行い、フードバンク*、フードドライブ*などの活動を支援します。

今後のごみ排出量の状況や近隣市の動向を踏まえ、事業系ごみ処理手数料単価を見直すとともに、家庭ごみの有料化について検討します。

【主な事業】

- クリーン推進員事業
- ごみ減量推進事業
- 生ごみ処理機器購入費補助金交付事業
- 食品ロス削減推進事業
- ごみの有料化検討事業

（2）資源の循環利用の推進

ごみや資源の分別方法を周知徹底し、地域との連携による資源循環の更なる推進を図ります。

粗大ごみとして搬出された利用可能な家具類は、市民に無償譲渡し、再利用する取組を継続して実施します。

【主な事業】

- リサイクル推進事業
- リサイクル推進啓発事業
- 不要家具の再利用事業

（3）市民意識の向上

4Rについての市民意識向上を図るため、環境講座や出前講座など各種講座を開催します。

ごみの分別方法については、パソコンやスマートフォンで検索できる羽生市ごみ分別辞典を活用し、更なる情報の充実を図るなど、市民に分かりやすく周知します。

【主な事業】

- 環境講座・出前講座の開催
- ごみの分別・減量等の情報発信の充実

（4）処理体制の維持及び新たな処理施設の整備

行田市との新たなごみ処理施設の共同整備を推進します。

また、新たなごみ処理施設の稼働までは、清掃センターを適切に管理し、安定した運転を維持します。

【主な事業】

- 行田市とのごみ処理施設共同整備事業
- 清掃センターの適切な維持管理

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
市民1人1日あたりのごみ排出量（g）	総排出量／ （人口×365日）	965	897
再生利用率（％）	資源物量／総排出量	23.5	27.2
最終処分率（％）	最終処分量／総排出量	3.6	3.0

市民の役割

- ・ごみの発生を意識して抑制することやごみの分別を徹底することが望まれます。
- ・循環型社会を形成していくため、必要のないものは購入しない、詰め替え商品を利用するなど4Rの取組を推進していくことが望まれます。
- ・家庭にある食材を確認し、生ごみや食品ロスの削減を推進していくことが望まれます。

関係計画等

- ・第3次羽生市環境基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市一般廃棄物処理基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）



クリーン推進員



清掃センター

7-3 環境保全の推進 —快適な生活環境で暮らせるまちをつくります—

□ 施策の目的

「第3次羽生市環境基本計画」に掲げた環境像「水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち」の実現に向け、市民・事業者・市が協働し、持続可能な社会を目指します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市は、令和3（2021）年3月に策定した「第3次羽生市環境基本計画」に基づき、持続可能な社会の実現に向け、市民や事業者と連携して各種施策を推進しています。

また、大気の観測や河川などの水質調査を実施し、公害の防止や水質の保全を図るとともに、環境講座の開催や環境家計簿*などの取組により、市民の環境に対する意識の向上に努めています。

更に、脱炭素社会の構築を目指し、住宅用太陽光発電設備や蓄電池を設置する市民に対し補助を行うなど、再生可能エネルギー設備の普及促進を図っています。

国は、令和3（2021）年5月に改正地球温暖化対策推進法を成立させるなど、2050年までにカーボンニュートラルを目指すとしており、本市も、気候変動の緩和と適応を進めるため、エネルギーの有効活用や脱炭素社会の構築に向けた取組を一層推進していくことが必要です。

□ 施策の課題

1	生活環境の保全
2	温暖化防止等による環境保全
3	環境問題に対する意識の向上
4	公共用水域の水質の保全

□ 主な取り組み

（1）公害の防止

水質や大気、騒音等の観測を行い、測定値を公表します。
 環境基準値を超過した場合には、改善指導を徹底し、相談案件についての予防対策等を講じます。
 禁止されている野外焼却を行ったものに対し指導を行います。

【主な事業】

- 環境指標の観測調査
- 公害に対する行政指導

(2) 温室効果ガス排出削減及び気候変動への適応

公共施設における二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進し、脱炭素社会の構築を目指します。また、地球温暖化に対する適応策を推進します。

【主な事業】

- 環境配慮型機器導入補助金交付事業
- 脱炭素化に向けた省エネ・再エネ導入検討・推進事業
- 地球温暖化適応策の推進

(3) 市民の環境意識の向上

環境講座の開催や環境家計簿の実施などを通して、市民の環境意識の向上を図ります。屋敷林や水路、田畑など、身近にある自然環境と、そこに生息する動植物を守るための意識の啓発に取り組みます。

環境について市民が考える機会を設けるため、公害関係の観測データ等を広報誌やホームページ等で公表するとともに、内容の充実を図ります。

ごみのポイ捨てについては、適切な指導を行います。また、ペットのふんの適正処理について、飼い主のマナーの向上を図ります。

【主な事業】

- 環境講座の開催
- 環境家計簿の普及事業
- ごみのポイ捨て禁止やペットのふんの適正処理などのマナー啓発事業

(4) 水質の保全

市内を流れる河川や水路について定期的な公共用水域の観測を行うとともに、公共施設や事業所の排水を定期的に検査し、水質保全に取り組みます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*へ転換する場合には、引き続き補助金を交付するなどして、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

また、浄化槽の維持管理に必要な清掃や保守点検、法定検査を行うよう、啓発活動を行います。

公共用水域の水質保全を図るため、し尿・汚泥処理施設の適切な運用を行います。

【主な事業】

- 公共用水域の観測調査
- 合併処理浄化槽の整備促進事業
- 適切なし尿・汚泥処理

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
本市の事務事業に伴う排出量 (t-CO ₂)	活動の種別による温室効果 ガス排出量の合計	7,767	5,700
環境家計簿取組世帯数(世帯)	市内の小学5年生対象	157	280
水質・大気・騒音の測定値の基準値 達成率(%)	測定箇所の基準値内の 達成率	76.9	90.0

■ 市民の役割

- ・ 野外焼却等、禁止事項の順守など生活環境を保全することが望まれます。
- ・ 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や次世代自動車への乗り換えなど脱炭素化の取組に努めることが望まれます。
- ・ 環境講座や地域で行う環境保全活動などに積極的に参加することが望まれます。
- ・ ごみのポイ捨てをしないなど環境意識の向上に努めることが望まれます。

■ 関係計画等

- ・ 第3次羽生市環境基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・ 羽生市一般廃棄物処理基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）
- ・ 羽生市生活排水処理基本構想（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）
- ・ 第3次省エネ・エコオフィス実践プラン21（羽生市地球温暖化対策実行計画・事務事業編）
（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）



宝蔵寺沼ムジナモ自生地（国指定天然記念物）



ほっと螢の里

7-4 空き家・空き地対策の推進 —空き家・空き地が活用され発生しないまちをつくります—

□ 施策の目的

空き家・空き地の発生を未然に防止することや適切な管理・活用の促進により、良好な生活環境を守ります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

平成29（2017）年度に実施した空家等実態調査において、本市には、市内全域に602件の空き家等があることが判明しました。

その調査結果に基づき、平成31（2019）年3月に「羽生市空家等対策計画」を策定し、空き家等の対策についての基本的な考え方を明確にするとともに、空き家等に関する総合相談窓口（ワンストップ窓口）を設置しました。

また、令和元（2019）年度から、全ての固定資産税納税通知書に空き家・空き地の適切な管理を促す文書を同封し意識向上を図っています。更に、空き家・空き地の管理等に困っている方を対象とした、専門家による「空き家・空き地個別相談会」を実施し、必要に応じて空き家・空き地バンクへの登録につなげ、空き家等の解消に努めています。しかしながら、不適切な管理状況が散見されていることから、引き続き適切な管理を促していくことが必要です。

今後は、「第2次羽生市空家等対策計画」に基づき、改めて空き家等の実態を把握し、跡地活用の促進を図ることが必要です。

□ 施策の課題

1	空き家等の実態把握及びデータベースの整備
2	空き家・空き地の適切な管理及び跡地活用の推進
3	不適切な管理状況の空き家等への緊急措置の実施
4	空き家・空き地バンクの運営

□ 主な取り組み

（1）「羽生市空家等対策計画」の施策の実施

計画に定められた方針に基づき、空き家等の発生抑制、管理不全解消の促進、有効活用の促進、相談体制の構築といった施策を実施します。

【主な事業】

- 空き家・空き地の適切な管理に係る意識啓発
- 空き家・空き地個別相談会の開催
- 定期的な空家等実態調査の実施及びデータベースの整備
- 空き家等の跡地の活用

(2) 不適切な管理状況の空き家等への緊急措置

「羽生市空き家等の適切な管理に関する条例」に基づき、老朽化による空き家の倒壊等を回避するため、必要な緊急措置を実施します。

【主な事業】

- 「羽生市空き家等の適切な管理に関する条例」の運用
- 改善指導及び特定空き家等*への認定

(3) 空き家・空き地バンクの運営

空き家・空き地バンクを運営し、空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ります。

【主な事業】

- 空き家・空き地バンクの運営

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
指導した空き家・空き地の改善状況(%)	改善された件数／指導した件数	42.4	70.0
空き家・空き地バンクの登録件数(件)	登録件数の累計	36	60

市民の役割

- ・管理不全な空き家・空き地を新たに発生させないよう、市のワンストップ窓口相談するなど、事前の情報収集が望まれます。
- ・空き家・空き地の所有者は、適切な管理に努めるとともに、有効活用することが望まれます。

関係計画等

- ・第2次羽生市空き家等対策計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）



羽生駅西口からの眺望



羽生市空家等対策協議会